

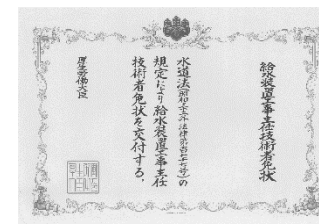
給水装置工事主任技術者の情報照会

給水装置工事事業者が指定の申請等をする際に、**水道事業者**が給水装置工事主任技術者の情報を厚生労働省に電子メールで照会することができるようになりました。

ただし、以下の場合に限りです。

- ・ 本人が免状を保有しておらず、免状情報を確認できない
- ・ 給水装置工事主任技術者本人の同意を得ている

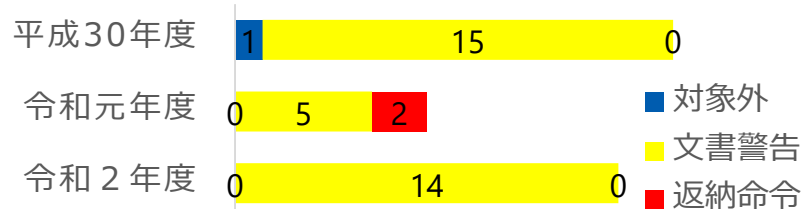
※所定の様式により照会すること



給水装置工事主任技術者の水道法違反について

給水装置工事指定店において条例等の違反が発覚した際、併せて給水装置工事主任技術者の水道法違反も発生しているケースが多く見受けられます。

主任技術者の水道法違反が発覚した際には、所定の様式にて厚生労働省への報告をお願いします。



給水装置工事主任技術者 免状返納対象事案報告件数

給水装置工主任技術者の適正な職務の遂行

給水装置工事主任技術者の選任に当たっては、以下の点について留意するよう、工事事業者へ指導・助言をお願いします。

- ・ 同時に他の工事事業者の主任技術者とならないようにすること
 ※他の工事事業者の主任技術者となっても職務遂行上、**特に支障がないときは**、この限りでない
- ・ 給水装置工事に関する技術上の管理を行うこと
- ・ 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと
- ・ その他水道法で規定する主任技術者の職務を行うこと

※近年、給水装置等の改造（軽微な変更を含む）において、施工後に当初見積り価格等を比較し法外な値段を請求する事例がメディア・SNS等で取り上げられている。悪質な事例に対し、指定店への注意喚起・情報共有等の指導・助言も併せてお願いします。